

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応について

関係各位

弊社は2023年11月29日付で内閣官房・公正取引委員会より示されました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の趣旨に鑑み、取引先様と弊社間の契約における取引価格の決定方法について、下記の方針通り協議させて頂くこととする旨、お知らせいたします。

記

取引先との価格決定方法については、不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たって、取引先から協議の申入れがあった場合には、協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど取引先の適正な利益を含むよう、十分に協議します。

また、契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

以上

2024年9月17日
アーバンライフ株式会社
取締役社長 権藤 茂樹